



別表第一 取消料(第十六条第一項関係)

一 国内旅行に係る取消料

区分	取消料
(一) 代理以外の受注型企画旅行契約	
イ かかるまでに掲げる場合以外の場合	企画料金に相当する額
(当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合は、該金額)	金額
ロ 旅行開始日の前日から起算してかかるまで二日目(日帰り旅行にあっては十日目)に当たる日以降に解除する場合(「かかるまでに掲げる場合を除く。」)	旅行代金の20%以内
ハ 旅行開始日の前日から起算してかかるまでて日目に当たる日以降に解除する場合(「ニらまでに掲げる場合を除く。」)	旅行代金の40%以内
ホ 旅行開始日の前日以降解除する場合(「ハに掲げる場合を除く。」)	旅行代金の50%以内
ヘ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内
(二) 貸切船舶を利用する受注型企画旅行契約	当該船舶に係る取消料の規定によります。
備考	(一) 取消料の金額は、契約書面に表示します。 (二) 本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規程第二条第三項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。

二 海外旅行に係る取消料

区分	取消料
一 本所出発時又は帰国時に航空券を利用する受注型企画旅行契約並に本所外に出発地及び到着地とする受注型企画旅行契約(次項に掲げる旅行契約を除く。)	
イ かかるまでに掲げる場合以外の場合(当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合は、該金額)	企画料金に相当する額
ロ 旅行開始日の前日から起算してかかるまで三十日目に当たる日以降に解除する場合(「ハ及びホに掲げる場合を除く。」)	旅行代金の20%以内
ハ 旅行開始日の前日以降に解除する場合(「ニに掲げる場合を除く。」)	旅行代金の50%以内
ニ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内
二 貸切航空機を利用する受注型企画旅行契約	
イ かかるまでに掲げる場合以外の場合(当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合は、該金額)	企画料金に相当する額
ロ 別紙特別補償規程第二条第三項に規定する場合(「ニから三十五日まで九十日目に当たる日以降に解除する場合(「ハ及びホに掲げる場合を除く。」)	旅行代金の20%以内
ハ 旅行開始日の前日から起算してかかるまで三十日目に当たる日以降に解除する場合(「ニ及びホに掲げる場合を除く。」)	旅行代金の50%以内
ニ 旅行開始日の前日から起算してかかるまで二十日目に当たる日以降に解除する場合(「ホに掲げる場合を除く。」)	旅行代金の80%以内
ホ 旅行開始日の前日から起算してかかるまで三十日目に当たる日以降の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内
三 本所出発時及び帰国時に船便を利用する受注型企画旅行契約	当該船便に係る取消料の規定によります。
備考	(一) 取消料の金額は、契約書面に明示します。 (二) 本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規程第二条第三項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。

別表第二 変更補償金(第三十条第一項関係)

変更補償金の支払いか必要となる変更	一件あたりの率(%)	旅行開始前	旅行開始後
一、契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日等の変更	1. 5	3. 0	
二、契約書面に記載した入場する観光地又は施設施設(レストランを含みます)、その他旅行の目的の変更	1. 0	2. 0	
三、契約書面に記載した運送機関の等級又は料金の変更(料金のものへの変更(変更後の等級及び料金の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを行回った場合に限ります。))	1. 0	2. 0	
四、契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1. 0	2. 0	
五、契約書面に記載した本所内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる地への変更	1. 0	2. 0	
六、契約書面に記載した本所外との間ににおける直行便の乗継便又は自由便への変更	1. 0	2. 0	
七、契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名前の変更(当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更前の宿泊機関等が契約書面に記載した宿泊機関の等級を行回った場合に限ります。)	1. 0	2. 0	
八、契約書面に記載した宿泊機関の居室の種類、設備、装飾その他の条件の変更	1. 0	2. 0	
注一、「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいいます。「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。			
注二、確定書面が交付された場合は、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えて上記、この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に行なわれる旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につきとして取り扱います。			
注三、第三十条第一項に規定する変更に係る運送機関の運賃の割り勘の利用を伴るもののある場合は、当該一件について取り扱います。			
注四、第四号に掲げる運送機関の会社名の変更について取り扱います。			
注五、第七号の宿泊機関の等級は、旅行契約総社の時点で契約書面に記載しているリスト又は当社の営業所若しくは当社のウェブページで閲覧に供しているリストによります。			
注六、第四号では第七号若しくは第八号に掲げる変更が「乗継船等又は一部の中止」複数に亘る場合であっても、一乗継船等又は一泊につき一件として取り扱います。			

(苦情の申出)

旅行者は、当社との旅行業務に関する苦情について、当事者間で解決ができない場合に、下記の協会に、その解決について助言を求めるための申出をすることができます。
記
名 称 一般社団法人 日本旅行業協会
所在 地 東京都千代田区麹町3丁目3番3号
電 話 (03)3592-1266